

確定申告はお済みですか？

役場税務課での令和6年分の確定申告受付期間は
3月14日(金)で終了します。
期限内に必ず申告するようにしましょう。

※税務署の受付最終日は3月17日(月)ですが、役場では、お受けした申告書を税務署へ最終引継する日になりますので、税務署受付最終日の1日前(土日祝祭日除く)で終了します。

■受付時間

9時～17時

※事業・譲渡所得（卸小売業やサービス業などの事業者や、土地・建物・株式などの売却がある場合）のある方は16時まで

■窓口に来られる方へお願い

混雑緩和を図る観点から、次の方法で申告を受付けます。大変お手数をおかけしますが、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

STEP 1 → 窓口で書類を提出し、会場の待合所や自宅、お車などでお待ちいただきます。

STEP 2 → 職員が申告書を作成し、完成後に呼び出しましたらお電話でお知らせします。

STEP 3 → 窓口にお越しいただき、申告書の内容をご説明します。

■「スマホ申告」してみませんか？

当町ではマイナンバーカードを利用したご自宅などからの「スマホ申告」を勧めています。
確定申告期間中は会場がとても混雑しますので、感染症予防の観点からも、スマホ申告をぜひご検討ください。

▶スマホ申告（e-Tax）の3つのメリット

☆ 確定申告期間中は24時間利用可能※メンテナンス期間を除きます

☆ 早期還付（3週間程度で還付）

☆ 翌年もっと簡単に！

翌年申告の際は、スマホに保存した申告書データを利用して簡単作成。



問い合わせ先／役場税務課課税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4（課直通）・釧路税務署 ☎ 0 1 5 4 - 3 1 - 5 1 0 0



COOL CHOICE（クールチョイス）とは…

地球温暖化を防止するため、省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」など、『賢い選択』をしようという国民運動です。

小さなことからコツコツと!!

環境に配慮した行動と選択の積み重ねが地球や家庭の「エコ」につながります。

危険・有害ごみは他のごみに混ぜないでください!!

「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」に危険・有害ごみが混入するとごみ収集車や廃棄物処理施設で**出火事故等**が発生し、**大きな火災や大気汚染**になりかねません。ごみに出す際は必ず「**危険・有害ごみ**」へ出してください。

▶乾電池・水銀体温計・蛍光灯・電球・点灯管・バッテリー（液体を除く）

・ごみ袋（容器は問いません）に「キケンゴミ」とはっきりと記入の上、燃やせないごみの日に出してください。（美留和处理場での回収も可）

※小型家電の廃棄時には、乾電池等取り外しの上、出してください。

・回収ボックスは、公共施設のほか、郵便局やスーパー・コンビニエンスストア等の協力店にも設置しておりますのでご利用ください。

※詳しくは「たつじん」をご確認ください。

問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4（課直通）

住宅などの下水道接続・合併処理浄化槽設置をお願いします

▶下水道への接続か合併処理浄化槽の設置のご検討を

町では豊かな自然を守るため、汚水処理施設（下水道・合併処理浄化槽）の普及を推進し、生活環境の向上を目指しています。汚水処理施設の無い家屋からは、未処理の汚水が公共用水域である河川や湖へ排出されています。

下水道整備区域にある未接続家屋には下水道への接続、下水道の整備されていない区域では、合併処理浄化槽の設置をお願いしています。

特に下水道整備区域では整備後3年以内に水洗トイレへの改造義務が、下水道法および弟子屈町公共下水道条例にて定められています。

下水道接続や合併処理浄化槽設置に係る費用の一部は、合併処理浄化槽設置整備事業や住宅建設促進事業の補助対象となります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

住宅建設促進事業は、年間を通して申請を受け付けていますが、合併処理浄化槽整備事業は、4月～10月の期間のみ補助金申請を受け付けています。

▶単独浄化槽からの転換をお願いします

浄化槽でも「単独浄化槽（みなし浄化槽）」を設置されている方にも、下水道接続か合併処理浄化槽への転換をお願いしています。単独浄化槽とは、トイレ汚水のみ処理する浄化槽の事をいい、キッチンや風呂の生活雑排水は、未処理のまま河川や湖などの公共水域に流出することになり、自然環境に負荷を与えます。

単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換も合併処理浄化槽設置整備事業の対象となり、補助金の対象となりますので切り替えをお願いします。

▶補助金の詳細について

補助金の交付に関してはさまざまな条件があり、**補助金の交付決定前に工事を開始すると、補助金が交付されません。**事前に担当課へご相談ください。

・合併処理浄化槽設置費整備事業について

毎年4月～10月の期間受け付け 役場水道課 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 2（課直通）

・住宅建設促進事業について

年間を通して受け付け 役場建設課 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 1（課直通）

私たちが暮らしで使った水をきれいにせずに流すと…身近な河川、湖沼の水を汚してしまいます。



不快なおい



白く濁る



洗剤で泡が立つ

公共下水道または合併処理浄化槽に切り替え、身近な水をきれいにしましょう！

申し込み・問い合わせ先／役場水道課業務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 2（課直通）

水道水の水質の状況について

町では、水質検査計画に基づき項目別に毎日、毎月、年1回、専門機関に依頼し、定期検査を行っています。

令和6年中の水質検査については、異常は認められず水質基準に適合していました。なお、詳しい測定値などについては、町ホームページに掲載しております。掲載内容についてのお問い合わせは役場水道課までお願いいたします。



問い合わせ先／役場水道課業務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 2（課直通）